

法科大学院の地域貢献とエクスターンシップの課題

著者	野坂 佳生
雑誌名	法曹養成と臨床教育 = Lawyers and clinical education
巻	2
ページ	127-132
発行年	2009-11-01
URL	http://hdl.handle.net/2297/20434

法科大学院の地域貢献とエクスターンシップの課題

金沢大学大学院法務研究科 教授（福井弁護士会）

野坂 佳生

1 金沢大学法科大学院におけるエクスターンシップの実施概要

(1) 履修者数

金沢大学法科大学院の1学年の定員数は40名（ただし、平成22年度入試より25名）であり、そのほとんどが標準コース（未修者コース）に在籍する。短縮コース（既習者コース）への入学については、いわゆる「内部振り分け方式」をとっており（ただし、この点も平成22年度入試より変更）、多い年でも5名、少ない年では0名という状況である。

実務系科目としては、法曹倫理（必修）のほか、現在では選択必修科目としてクリニック、エクスターンシップ及び模擬裁判の3科目があり、このうち2科目以上を選択して履修すべきこととなっている。エクスターンシップについては、後述する事情によって、現在は履修者数を12名に制限しているが、短縮コース在籍者・標準コース在籍者を問わず、2年生のほぼ全員が履修を希望するため、抽選によって履修者を決定している（成績順により履修者を決定することも検討しているが、今のところは実施していない）。

なお、平成18年度入学者までは模擬裁判という正式科目がなく（実務家教員を中心に自主ゼミのような形で行っていた）、クリニック、エクスターンシップともに選択科目であったが、事実上、両科目とも、ほぼ全員が履修していたため、その当時は、エクスターンシップの履修数も30数名にのぼっていた。

(2) 実習先

毎年、北陸3県の各弁護士会（金沢、富山県、福井）に対し、実習先法律事務所（指導弁護士）の斡旋を依頼し、金沢弁護士会から6名、富山県弁護士会および福井弁護士会から各3名（合計12名）の指導弁護士を斡旋していただいている。従前（履修者数が30数名だった当時）は、この3倍近くの斡旋を受けていた。指導弁護士に対しては、非常勤講師に準じた謝金を大学からお支払いしている。なお、現在のところ、法律事務所以外（企業、行政官庁など）におけるエクスターンシップ実習は行っていない。

(3) 履修方法・履修内容など

原則として毎月1回、北陸3県各弁護士会の法科大学院支援担当委員会と法科大学院との間で連絡協議会を開催しており、エクスターンシップの実施要領についても、同協議会において検討・決定している。具体的には、指導弁護士向けの詳細な「エクスターンシップ・ガイド」および「成績評価に関するお願い書」を同協議会において作成し、各指導弁護士に配布している。

実習期間は、従前は9月であったが、司法修習（弁護実務修習および選択修習）との関係を考慮して、現在は、年度替わりの3月下旬から4月上旬にかけての2週間（うち平日の10日間）としている。実習内容としては、最低限度の必修的なものとして「実際の事件の事実を把握し、それを文章にまとめる」作業（依頼者等からの相談、打合せ、証人テスト、関係者からの事情聴取といった場面に同席して聴取内容等をメモにまとめる作業）を、任意的なものとして、①比較的典型的な訴訟書類や契約書、内容証明郵便文書等の起案、②判例や学説の調査とレポート作成、③法廷傍聴、などを指導弁護士に対して依頼している。

2 北陸地方唯一の法科大学院としての地域貢献について

(1) 臨床科目の実施内容の工夫

金沢大学法科大学院では、臨床科目（実務系基礎科目）の内容自体について、できるだけ地域住民との接点を増やすような工夫をしている。

例えば、クリニックは、前・後期各6～8回（年間14～16回）の市民向け無料法律相談会として実施しており、履修者は、最低年4回、市民から実際に法律相談を受けて指導・助言を行なっている（市民からは好評であり、例年、広報から1か月たたないうちに相談予約枠が全て埋まっている状況である）。模擬裁判については、正式科目になる前から、一般市民に公開して実施したり、地元の高校へ出張して実施したりしていた。

エクスターンシップにおいても、「弁護士会活動や弁護士の社会的活動に接することによって法曹の社会的役割を理解し、その重要性を認識すること」を目的のひとつに掲げ、弁護士会の各種委員会その他の社会的活動の場には、できるだけ学生を同行していただくよう指導弁護士にお願いするとともに、成績評価基準においても、「実習に取り組む姿勢」および「法曹に必要な基礎的技能の習得」のほかに、「法曹の社会的役割に対する理解」を評価項目に加えている。

(2) 基本理念「地域に根ざした法曹の育成」を通じた地域貢献

金沢大学法科大学院は、北陸地方唯一の法科大学院として、「地域に根ざした法曹の育成」を基本理念に掲げている。これは、必ずしも、入学に際して北陸地方出身の学生を優遇したり、卒業後の進路として北陸地方での活動を推奨したりすることを意味するわけではないが（実際、そうしたことは一切行なっていない）、少なくとも、北陸という地域において社会に貢献できる法曹を地域内で育成するという意味での「社会貢献」を期待されていることは否定できない。そのため、教育内容についても、地方におけるリーガル・サービス需要の実情を踏まえ、「分野横断的に事件を把握できる法曹育成」と「紛争予防・調整能力を備えた法曹育成」を教育目的に掲げ、実務基礎科目群だけでなく、展開・選択科目群においても、地域の弁護士が実際に扱った事件の法的問題点や苦心した点をオムニバス方式で紹介していく「紛争とその法的解決」など、学んだ知識が地域に対する法的・サービスの提供に実際にどのように活かされているのかを実感できるような教育内容を取り入れている。

(3) 卒業生（修習修了者）の進路とエクスターンシップの影響

本稿執筆時点で新司法修習を修了している卒業生9名中、北陸3県内で弁護士登録をした卒業生は2名であり（いずれも地元出身）、数のうえでは必ずしも多いわけではない。しかしながら、他の7名中、東京・大阪といった大都市部の弁護士会に登録した者は1名であり、大部分の卒業生は、それぞれの出身地等に戻り、「地域に根ざした法曹」としての活動をスタートさせている。

このことは、エクスターンシップ実習を通じて、地域における弁護士の活動に肌で触れたことの影響がないわけではないと考えている。エクスターンシップを履修した学生のアンケートの記載や経験交流会での発言には、個々の起案や事件処理の内容というよりも、地域の弁護士の社会貢献活動に接したり、再審申立事件や集団的消費者被害救済事件の弁護団会議に同席したりした経験から、地方の弁護士が地域社会で果たしている役割を認識し、おおいに感銘を受けたと述べる感想が非常に多く見受けられるからである。

3 金沢大学法科大学院におけるエクスターンシップの課題

(1) 新司法修習による地方弁護士会の過重負担

すでに述べたとおり、平成20年度実施分からエクスターンシップ履修者数を12名に制限している。新司法試験合格者数増加に必然的に伴う新司法修習（弁護士実務修習及び選択修習）の負担増に伴い、北陸3会（登録弁護士合計数は約360名）が年間30数名の学生を受け入れることが、事実上、不可能となったからである。前述のとおり、毎年、2年生のほぼ全員が履修を希望するが、その半数以上がエクスターンシップを履修できないことになったことに対し、学生は理解を示してくれてはいるものの、非常に残念だという声強い。

もともと、旧司法修習の時代から、実務修習の負担は都市部の弁護士会よりも地方の弁護士会において相対的に過重であった（登録弁護士数と配属修習生数の比率の格差は、議員定数格差程度のものではない）。新司法修習の開始に伴って、その相対的な過重負担には拍車がかかっている。登録7～8年以上の弁護士は、全員、隔年から2年置きに修習生を受け入れているというのが実情である。

しかし、法科大学院の地域貢献という観点からみたときに、司法修習の負担の皺寄せが法科大学院における臨床教育に悪影響を及ぼすということは、もとより望ましいことではないであろう。どちらも法曹養成の車の両輪であり、一方が他方に対して優越的な価値を持つわけではない。そう考えると、現在のような司法修習生の配属のありかたは、裁判所や検察庁の受け入れキャパシティなど難しい問題はあるにせよ、再検討される必要があるのではないかと考える。

（2）履修者側の希望とのマッチングの困難さ

学生の中には、知的財産権や会社法など、ある特定の分野に興味を持って、そのような事件を扱っている事務所への配属を希望する者もいないわけではない。しかし、受け入れ事務所の確保だけで苦勞している状況であるから、そのような要望に応じることは、より一層困難である。そもそも地方では特定の業務分野に専門化した事務所が少ないという事情も相俟って、配属事務所の決定は各弁護士会に一任しているが、年齢順や50音順などの形式的な基準で配属事務所を決めているようである。

（3）受け入れ事務所における「弁護実務修習」型の指導

これは地方に限った話ではないと思われるが、指導弁護士の側では、弁護実務修習とエクスターンシップ学生の指導との区別に苦勞している模様である。履修者から提出される実習内容記録シートをみると、配属事務所によっては、かなり高度な起案中心型の指導になっていることもあるように見受けられる。

この点については、支援協議会の席上で、もう少し具体的に指導すべき内容を特定すべきではないかという意見が出たこともある。例えば、現に動いている事件ではなく終結した事件でもよいから、貸金請求、保証債務履行請求、賃貸借目的物返還請求といった基本類型の事件を特定し、これらについて扱うことを指導弁護士用ガイドに明記するなどである。しかし、法科大学院の授業では扱わないような非定型的な事件に触れることのメリットも無視できないと考えていることから、現在のところは、勉学途上の学生であることを念頭に指導していただきたい旨の一般的なお願いをするに留めている。

4. まとめ

法科大学院の地域貢献のありかたを考える際、その地域における法曹の活動に実際に接することができるエクスターンシップの充実が、非常に重要と考える。実際、エクスターンシップ履修が地域に根ざした法曹活動への動機付けになっていることは、履修した学生の感想からも窺える。

他方、新司法修習に伴う地方弁護士会の負担は、従前にも増して過重なものになっており、このことが、エクスターンシップの実践に対してマイナスの影響を与えている。これは、決して望ましいことではなく、新司法修習のありかたについて、地方の負担を軽減する方向での再検討が必要ではないかと考える。

【100字要約文】

法科大学院の地域貢献の観点から、その地域での法曹の活動に実際に接することができるエクスターンシップの充実が重要であり、司法修習による地方弁護士会の負担がマイナスの影響を与えないよう、修習のありかたの再検討が必要である。